

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

4 練福障第2103号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を実施する事業所（以下「グループホーム」という。）のうち、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）にあるグループホームにおいて、触法障害者の自立を支援するために必要な資格を有する従事者の人件費の一部を補助することにより、触法障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、触法障害者とは、刑法（明治40年法律第45号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）、あへん法（昭和29年法律第71号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）および医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する行為により入所した刑事施設、少年院、更生保護施設または自立準備ホームを退所した日または公訴を提起されない処分を受けた日から、3年を経過していない障害者をいう。ただし、区長が特段の事情があると認める場合は、3年以上経過している者も対象とする。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、つぎに掲げる要件の全てに該当するグループホームを運営する事業とする。

- (1) 区が援護の実施者である触法障害者を受け入れ、または受け入れるために居室を確保していること。ただし、継続して3年以上入居している者を除く。
- (2) 区内に事業所を有すること。
- (3) 常勤の世話人および生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保

健福祉士または公認心理師のいずれかの資格を有する者（以下「専門資格を有する職員」という。）が半数以上であること。

(4) 従業者に対し、触法障害者に関する研修を年1回以上実施していること。

(5) 専門資格を有する職員により作成された個別の支援計画に基づき、触法障害者の社会復帰に向けた支援を実施していること。

（補助対象者）

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎに掲げる者は、補助対象者としなない。

(1) 暴力団（練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）または暴力団関係者（同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

(2) 法人の代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団関係者に該当する者があるもの

（補助対象経費）

第5条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、専門資格を有する職員の人件費とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、1事業所当たり、1年間につき2,000,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で補助要件を満たさなくなる等、補助要件に変更があった場合は、補助金の交付額は、変更となる事実が発生した日から月割りで計算するものとする。この場合において、計算した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、区長が指定する期日までに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定および通知)

第8条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の内容を審査し、および必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、前項の規定による補助金の交付決定に当たり条件を付することができる。

3 区長は、第1項の審査または現地調査等の結果、申請の内容が不適当と認めたときは、補助金の不交付を決定し、理由を付して練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次条に定める時期までに、練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付請求書（第4号様式）に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、次条の規定により概算払により補助金を交付するものとする。

(補助金の請求の時期等)

第10条 補助金の請求の時期および交付額は、つぎの表のとおりとする。

請求の時期		交付額
第1回	4月末日まで	第6条の規定により算出した4月から6月までの補助額
第2回	7月末日まで	第6条の規定により算出した7月から9月までの補助額
第3回	10月末日まで	第6条の規定により算出した10月から12月までの補助額

第4回	1月末日まで	第6条の規定により算出した1月から3月までの補助額
-----	--------	---------------------------

- 2 年度の途中で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定時に前項に規定する請求の時期を既に経過している補助金については、同項の規定にかかわらず、交付決定を受けた日の属する月末までに区長に請求するものとする。

(変更申請)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後、つぎの各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、区長が指定する期日までに、練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、交付決定額の変更によらない軽微な変更については、この限りでない。

(1) 入退所による在籍する触法障害者数の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、補助対象事業の変更等による申請内容の変更

- 2 区長は、前項の規定により変更の申請があったときは、補助金の交付決定の一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

- 3 区長は、第1項の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、および必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めたときは、補助金の変更を決定し、練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金変更決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 4 区長は、第2項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(精算報告書の提出)

第12条 補助事業者は、区長が指定する期日までに、練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金概算払精算報告書（第7号様式。以下「精算報告書」という。）に補助対象事業の実績に関わる書類等の必要書類を添付して、区長

に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 区長は、前条の精算報告書の提出があったときは、提出書類の内容を審査し、および必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合して行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 区長は、前条の審査および現地調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の目的、交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による命令により必要な措置をとった場合は、書面により当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(補助金の精算)

第15条 区長は、第13条の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、補助事業者が下記の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件または交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 第4条第2項に該当するに至ったとき。
- (5) その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金および延滞金)

第18条 区長が第16条第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を区に納付しなければならない。

2 区長が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、当該補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を区に納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第19条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、当該補助事業者が当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して、同種の事務または事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の整理保管)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を当該補助対象事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、練馬区障害者グループホーム自立支援促

進事業補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年3月27日5練福障第1873号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年11月5日6練福障第10873号）

この要綱は、令和6年12月12日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付申請書

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付要綱第7条に基づき、下記により補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 事業所の名称

3 提出書類

- (1) 事業概要書（別紙1）
- (2) 申請額算出内訳書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）

別紙1―1

年 度 事 業 概 要 書

1	運営法人	名 称							
		所在地							
2	指定事業所名	名 称							
		所在地							
3	定員	人(通過型 ・ 滞在型)							
4	主たる障害種別	身体障害 ・ 知的障害 ・ 精神障害							
5	利用者の状況	(1) 利用者の人数						人	
		(2) 利用者のうち触法障害者の人数						人	
		(3) 利用者のうち区が援護の実施者である触法障害者の人数						人	
6	事業の実施体制	職員配置	管理者氏名						
			サービス管理責任者氏名						
			世話人	配置人数	人	常勤	人	資格保有者数	人
			生活支援員	配置人数	人	常勤	人	資格保有者数	人
		※配置人数は、常勤・非常勤職員の配置人数を記載すること。 (非常勤職員については、常勤換算方式で記載すること。) ※資格保有者数は、 <u>常勤職員のうち</u> 「社会福祉士」「介護福祉士」「精神保健福祉士」「公認心理師」のいずれかの資格を有する職員数を記載すること。							
7	事業計画 (注)	支援方針							
		研修実施計画 (実施時期、 研修内容等)							
8	その他(添付書類 および添付順序)	(1) 5(3)に該当する者の利用契約書(写し)							
		(2) 5(3)に該当する者の受給者証(写し)							
		(3) 5(3)に該当する者の触法行為の内容や時期等が確認できる書類							
		(4) 5(3)に該当する者の個別支援計画および支援のために作成しているモニタリングシート等							
		(5) 運営規程							
		(6) 収支予算書							

(注)記入欄が不足する場合は別紙を作成すること。

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

事業所名：_____

1 利用者のうち、区が援護の実施者となる触法障害者の状況

番号	利用者氏名	生年月日	利用開始時期	触法行為の時期	障害支援区分	触法行為の内容
1			年 月	年 月		傷害・窃盗・薬物・その他()
2			年 月	年 月		傷害・窃盗・薬物・その他()

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

2 職員名簿(常勤職員のみ)

番号	役職等	職員氏名	保有する資格				
			社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	公認心理師	その他
1	管理者						
2	サービス管理責任者						
3	世話人						
4							
5							
6							
7	生活支援員						
8							
9							
10							
11							
12							
13							

備考

- 1 常勤職員のみを記載すること。
- 2 「保有する資格の有無」欄には、保有する資格には○を、保有しない資格には×を記入し、その他保有する資格については、「その他」欄に名称を記載すること。
- 3 各職員の免許証・資格証等の写しを添付すること。
- 4 行が不足する場合は、適宜追加すること。

別紙2

年度 練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金 申請額算出内訳書

事業所名 _____

第1回			4月	5月	6月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
利用者氏名		利用予定日数				
第1回申請予定額					円	

第2回			7月	8月	9月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
利用者氏名		利用予定日数				
第2回申請予定額					円	

第3回			10月	11月	12月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
利用者氏名		利用予定日数				
第3回申請予定額					円	

第4回			1月	2月	3月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
利用者氏名		利用予定日数				
第4回申請予定額					円	

年間申請予定額	円
---------	---

※区が援護の実施者である触法障害者の氏名および各月の利用予定日数を記入すること。

別紙 3

誓 約 書

練 馬 区 長 殿

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反または相違があり、同要綱第16条により補助金の交付決定の取消しを受けた場合は、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、区長が必要と認めた場合には、暴力団等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

※ 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記入すること。

※ この誓約書における「暴力団関係者」とは、暴力団員のほか、以下の者をいう。

- ・暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団または暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められる者
- ・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第2号様式（第8条関係）

練 第 号
年 月 日

法 人 名
代表者氏名

練馬区長 印

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金の交付について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業所の名称
- 3 交付条件
練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 4 その他

第3号様式（第8条関係）

練 第 号
年 月 日

法 人 名
代表者氏名

練馬区長 印

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 理 由

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

住 所
法 人 名
代表者氏名

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 号で決定のあった練馬区障害者グループホーム
自立支援促進事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 補助金請求額 _____ 円

添付書類 練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金請求額算出内訳書(別紙)

別紙

年度 練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金 請求額算出内訳書

事業所名 _____

第 回			月	月	月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
利用者氏名		利用予定日数				
第 回請求額					円	

※区が援護の実施者である触法障害者の氏名および各月の利用予定日数を記入すること。

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

住 所

法 人 名

代表者氏名

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金変更交付申請書

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金交付要綱第11条第1項に基づき、下記により補助金の変更交付を申請します。

記

1 事業所の名称

2 変更の内容

3 添付書類

第 6 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

法 人 名
代表者氏名 様

練馬区長 印

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請がありました練馬区障害者グループホーム自立支援
促進事業補助金の変更申請については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 変更前
- 3 変更後

第 7 号様式（第12条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

住 所
法 人 名
代表者氏名

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金概算払精算報告書

年 月 日付け 練 第 号により交付決定を受けた練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金の事業について、下記の書類を添えて報告します。

記

1 事業所の名称

2 補助金交付額

円

3 補助金実績額

円

4 精算額

円

5 提出書類

- (1) 事業実績報告書（別紙 1）
- (2) 精算額算出内訳書（別紙 2）
- (3) その他添付書類

年 度 事 業 実 績 報 告 書

1	運営法人	名 称							
		所在地							
2	指定事業所名	名 称							
		所在地							
3	定員	人(通過型 ・ 滞在型)							
4	主たる障害種別	身体障害 ・ 知的障害 ・ 精神障害							
5	利用者の状況	(1) 利用者の人数						人	
		(2) 利用者のうち触法障害者の人数						人	
		(3) 利用者のうち区が援護の実施者である触法障害者の人数						人	
6	事業の実施体制	職員 配置	管理者氏名						
			サービス管理 責任者氏名						
			世話人	配置 人数	人	常勤	人	資格保有者数	人
			生活支援員	配置 人数	人	常勤	人	資格保有者数	人
		※配置人数は、常勤・非常勤職員の配置人数を記載すること。 (非常勤職員については、常勤換算方式で記載すること。) ※資格保有者数は、 <u>常勤職員のうち</u> 「社会福祉士」「介護福祉士」「精神保健福祉士」「公認心理師」のいずれかの資格を有する職員数を記載すること。							
7	研修実施報告	(日時・場所・参加者・研修内容等を記載すること)							
8	その他(添付書類 および添付順序) (注)	(1) 研修に使用した資料(写)							
		(2) 収支決算書							
		(3) 5(3)に該当する者の利用契約書(写し)							
		(4) 5(3)に該当する者の受給者証(写し)							
		(5) 5(3)に該当する者の触法行為の内容や時期等が確認できる書類							
		(6) 5(3)に該当する者の個別支援計画および支援のために作成しているモニタリングシート等							

(注)8(3)～(6)について、交付申請時に提出済みの資料は除く。

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

グループホームの状況

事業所名：_____

1 利用者のうち、区が援護の実施者となる触法障害者の状況

番号	利用者氏名	生年月日	利用開始時期	利用終了時期	触法行為の時期	障害支援区分	触法行為の内容
1			年 月	年 月	年 月		傷害・窃盗・薬物・その他()
2			年 月	年 月	年 月		傷害・窃盗・薬物・その他()

※行が不足する場合は、適宜追加すること。
※交付決定後、グループホームを退去した者がいる場合には、「利用終了時期」を記入すること。

2 職員名簿(常勤職員のみ)

番号	役職等	職員氏名	保有する資格				
			社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	公認心理師	その他
1	管理者						
2	サービス管理責任者						
3	世話人						
4							
5							
6							
7	生活支援員						
8							
9							
10							
11							
12							
13							

備考

- 1 常勤職員のみを記載すること。
- 2 「保有する資格の有無」欄には、保有する資格には○を、保有しない資格には×を記入し、その他保有する資格については、「その他」欄に名称を記載すること。
- 3 各職員の免許証・資格証等の写しを添付すること。
- 4 行が不足する場合は、適宜追加すること。

別紙2

年度 練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金 精算額算出内訳書

事業所名 _____

第1回			4月	5月	6月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				

第2回			7月	8月	9月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				

第3回			10月	11月	12月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				

第4回			1月	2月	3月	合計
		開所日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				
利用者氏名		利用予定日数				
		利用日数				

※ 区が援護の実施者である触法障害者の氏名および各月の利用
予定日数および実際に利用した日数を記入すること。

※ 開所日数≧利用日数とすること。

※ 共同生活援助サービス提供実績記録票(写)を添付すること。

既交付額		円
実績額		円
差額(精算額)		円

第 8 号様式（第 13 条関係）

練 第 号
年 月 日

法 人 名
代表者氏名

練馬区長 印

練馬区障害者グループホーム自立支援促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 練 第 号により交付決定した練馬区障害者
グループホーム自立支援促進事業補助金について、 年 月 日付けによる実
績報告に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 事業所の名称

第 1 号様式（第 7 条関係）

第 2 号様式（第 8 条関係）

第 3 号様式（第 8 条関係）

第 4 号様式（第 9 条関係）

第 5 号様式（第 11 条関係）

第 6 号様式（第 11 条関係）

第 7 号様式（第 12 条関係）

第 8 号様式（第 13 条関係）